

臓器移植の環境整備を求める意見書について

臓器移植の環境整備を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年9月14日提出

議会運営委員長 十河剛志

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われています。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっています。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言を行いました。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり本人の意志が不明な場合であっても、家族の承諾により臓器を提供することが可能となりました。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者数は77人となっています。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供者数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されています。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう、臓器移植に係るさらなる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう、移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移設施設の担当医について、負担軽減対策を講ずること。
- 5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において、臓器移植を受けることがないよう必要な対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平 成 30 年 9 月 14 日

平成 30 年 9 月 14 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長